



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

738	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	1
739	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	2
740	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	2
741	"	(").....	2
742	保安林の指定施業要件の変更	(").....	3
743	"	(").....	3

○ 公告

	和歌山県国際交流センターにおける指定管理者の募集	(国際課).....	3
--	--------------------------	------------	---

○ 諸報

	和歌山県収用委員会公示による通知	(収用委員会).....	6
	"	(").....	7

告 示

和歌山県告示第738号

令和3年度オープン系人事給与システム構築、運用保守及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第72号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年7月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度オープン系人事給与システム構築、運用保守及び賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和3年7月7日
- 落札者の氏名及び住所
富士通Japan株式会社・株式会社JECC
(代表者) 富士通Japan株式会社
東京都港区東新橋一丁目5番2号
(構成員) 株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額
610,500,000円(うち消費税及び地方消費税の額55,500,000円)
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年5月25日

和歌山県告示第739号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字東大谷字田ノ尾644の2、645の5、654の3、字有ノ木
裕696の3、705の4、705の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第740号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第741号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第742号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第743号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公 告

県が設置する和歌山県国際交流センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和3年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県国際交流センター
- (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
- (3) 施設内容 資料閲覧室 175.49㎡
交流ラウンジ 66.72㎡
事務室 69.70㎡
応接相談室 23.38㎡
サークル室 69.04㎡
器材庫 22.28㎡
倉庫 21.72㎡

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県国際交流センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県国際交流センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第63号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6（2）に定める説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、（1）については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第4

8号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの

- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和3年7月26日（月）から同年8月10日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県企画部企画政策局国際課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

(2) 説明会

- ア 日時 令和3年8月11日（水）午前10時

イ 場所 和歌山県庁本館3階 3-A会議室
和歌山市小松原通一丁目1番地

ウ 内容 募集要項の説明

(3) 説明会の参加手続

説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和3年8月12日（木）から同月26日（木）まで

イ 回答日 令和3年8月30日（月）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和3年8月31日（火）から同年9月14日（火）まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和3年10月下旬

(6) 指定管理者としての指定

令和4年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県企画部企画政策局国際課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2055

ファクシミリ番号 073-433-1192

諸 報

和歌山県収用委員会公示による通知

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において読み替えて準用する同令第5条第1項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知すべき事項を記載した書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年8月16日をもってその通知があったものとみなされる。

令和3年7月26日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

1 事件名

一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る土地収用事件

2 通知すべき事項を記載した書類の名称

令和3年7月14日付け和収第06240001号「裁決の申請について（通知）」

3 通知を受けるべき者

（亡）山田實子 法定相続人 山田実
住所不明

和歌山県収用委員会公示による通知

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において読み替えて準用する同令第5条第1項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知すべき事項を記載した書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年8月16日をもってその通知があったものとみなされる。

令和3年7月26日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

1 事件名

一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る土地収用事件

2 通知すべき事項を記載した書類の名称

令和3年7月14日付け和収第06240001号「裁決の申請について（通知）」

3 通知を受けるべき者

岡織右エ門

住所不明

（ただし、土地登記記録上の表示 和歌山県西牟婁郡田並村大字田並1011番地）